

2018年10月 日

市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割發揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障について

###### ★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 減免制度周知の改善を検討します。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 減免制度周知の改善を検討します。

## ★(2)介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】 平成30年度から主任ケアマネの資格を持った職員を介護高齢課の相談窓口に配置しました。主任ケアマネとしての専門知識により、申請者の相談への深い対応が可能になりました。

## (3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早期に解消してください。

【回答】 平成30年3月に特別養護老人ホームおふくろの家が開設しました。平成31年4月には地域密着型特養を1施設開設予定です。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

【回答】 施設が特例入所の判断に対して迷う場合、市の意見を求める事になっています。市で個々の事例を検討して、施設に対し回答を行います。

## ★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】 弥富市の総合事業は、独自でも従前相当サービス基準でサービスを提供していただいている。また、期間については定めていません。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

【回答】 サービス提供に必要な総合事業費は、第7期介護保険計画で見込んでおり、第7期計画では、一般財源の投入については想定しておりません。

## (5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】 サロンの拡充のため、助成金を補助するだけでなく、団体に対するアドバイスやサロン代表者の集いの開催などソフト面での支援も充実していきます。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】 住宅改修費、福祉用具購入費は実施しています。

## ★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】 要支援1の方から要介護5の方までの方の自立度で判定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】 対象の方には、認定書を送付しています。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市から県に変わり、県が試算した国保事業費納付金、標準保険料率をもとに、適正な保険税を算定します。また、「愛知県国民健康保険運営方針」及び「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定について」(厚生労働省国民健康保険課長通知)が示され、保険者が今まで以上に赤字解消に向けての取り組みが必須となったため、一般会計からの法定外繰入額は増やしません。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】18歳未満の者を均等割の対象としないことは、現在、考えていません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】資格証明書は、現在のところ発行をしていません。なお、滞納世帯の方は納税相談の保険証交付しておりますので、窓口交付を原則としております。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】有効期間6ヶ月の短期保険証(通常は2年間有効)を発行し、給付の制限はしていません。また、滞納処分については法律に基づいて行っています。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】当市ホームページ、広報等に掲載し、制度の周知及び加入の促進を図っています。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

【回答】初回発生時に加え、再度勧奨を行います。

## 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

## 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護法の基準に準じて実施しています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】社会福祉法第16条に基づき、条例で定める所員の定数に1を加えた職員を配置しています。また、就労支援員を1名配置し専門的な支援を実施しています。

担当者には、県主催の研修を定期的に受講させ、支援について親切丁寧に対応するよう心がけています。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることのないよう十分に配慮し、了承を得るようしてください。

【回答】処分時の保護受給世帯の現状や今後の見通しなどを十分考慮するとともに、過払い金の使途、自立更生費の有無についても十分に調査したうえで返還金額を決定し、保護受給者の方にはご理解を得られるよう努めます。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】平成27年4月に改正されました生活保護実施要領に基づき実施しています。保護制度の適正な運営を図るためにも、保護受給者の方にご理解とご協力を願いしております。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

【回答】英語、ポルトガル語、タガログ語の「生活保護のしおり」を整備しています。生活保護制度には受給者の方に守っていただくルールが多くあります。文字では伝わりにくい部分もありますので、窓口での対応をさせていただいており、ホームページへの掲載は考えておりません。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。  
【回答】現行制度を維持したいと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】19年4月から中学校卒業までの現物給付を行っており、現行制度を維持したいと考えております。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】平成27年4月から精神障害保健福祉手帳1:2級受給者の自己負担分助成を全疾患に拡大しました。自立支援医療で受診された自己負担額を補助しています。

④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

【回答】難病患者の方の状況は市役所で把握しておりませんので、市民の方が窓口に相談に来られた場合、他部署と連携し、適切に処理しています。

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施し

た子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】市独自での調査は考えておらず、愛知県が実施する調査に協力します。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】愛知県の計画を参考に、本市の必要な施策を展開してまいります。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】1.4倍以下の世帯への拡充は考えていません。

年度途中の申請については、個々の状況に応じ各校で案内をしております。また、ホームページや広報に掲載しております。支給内容の拡充は考えておりません。

入学準備金(新入学学用品費)の入学前支給については、本年から実施し、来年1月に支給します。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】現在実施しておりません。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】給食費を無償にすることは考えておりません。就学援助制度により給食費は支給されますので、未納者が生じないよう制度の周知に努めます。

(3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の入所費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

【回答】独自補助は考えおりません。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

【回答】「暮らしの場」が選択できるようグループホーム等を充実させていくことは重要だと考えております。アンケート調査や関係団体のヒアリングでも親亡き後の生活の場としてグループホームの整備を望む声が多数あり、市としても今後、社会福祉法人や民間事業所の協力を得ながら整備をすすめていきます。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など社会参加のための外出が円滑にできることを事業の目的としており、通年かつ長期にわたる外出は事業の外出目的に該当しないため、通所・通学には原則利用できません。また、移動支援は在宅生活を送っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスのため障害者支援施設入所中(短期入所中を含む)の方は利用できません。

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用

品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかるわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

【回答】通院については、原則居宅介護(通院などの介助)での支給となります。障害者支援区分が非該当であったり、支給時間数の不足などにより、同サービスを利用できない場合は移動支援での支給が認められる場合もあります。なお、待機時間については原則対象とはならず、送迎のみが対象となります。

入院時支援としては、制度改正により平成30年4月から重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については入院又は入院中のヘルパー派遣が認められるようになりました。

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】障害者総合支援法施行令に基づき、負担上限月額(0~37,200円)を定めています。また、地域生活支援事業の利用負担については、市町村民税非課税世帯及び生活保護法による被保護世帯は無料としています。療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。また低所得者の施設入所者等についても、食費等実費負担分について減免措置があります。グループホームの利用者についても家賃助成が講じられています。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

【回答】障害者総合支援法第7条(他の法令による給付との調整)を基本としていますが、厚生労働省通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」で示されたとおり障害福祉サービスの種類や利用者の心身の状況に応じて、一律に介護保険を優先しないこととしています。

また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度については該当者に対して市よりお知らせをする予定です。

介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスについては、事前に相談員より説明をしています。

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】職員の配置については、シフト制などの交代勤務を導入している場合であっても夜勤を行う夜間支援従事者を夜間及び深夜の時間帯を通じて配置している場合は、夜間支援体制加算(I)の算定が可能であるため補助等は考えておりません。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

【回答】福祉教育などの重要性は認識しております。国への要望等につきましては今後の動向を見ながら検討していきます。

## 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】予防接種の在り方について、厚生労働省において任意接種の定期接種化も含めて検討されているようですので、その動向を注視しています。したがって、任意接種への助成については、今のところ実施は考えていませんが、県内での実施率が上がってきていますので、近隣自治体の動向を見ながら検討していきたいと考えています。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】高齢者肺炎球菌は、インフルエンザと同様で、個人予防を目的とする感染症(B類疾病)であるため、生活保護および非課税世帯の方を除き、これまでどおり一部負担をお願いしていきます。2019年度以降は、65歳のみを定期接種として助成を実施する予定ですが、2回目の接種については、厚生労働省で安全性・有効性などに関する検討が行われているようですので、今のところ任意予防接種の対象とすることは考えていません。

## 9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】2018(平成30)年度より、産後8週以内の方を対象に、1回助成を実施しています。助成回数は、今後の実績や近隣市町村の動向を見て検討していきます。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】2011(平成23)年度より、妊娠中および産後1年以内の方を対象に、それぞれ1回、計2回の助成を実施しています。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】歯科衛生士については、1997(平成9)年度に正規職員を1人配置した後、当該職員の育休取得等に対応するため、2009(平成21)年7月に臨時職員(常勤)を追加採用しました。その後、歯科保健事業の充実を目的に、2014(平成26)年度から臨時職員(常勤)を正規職員に切り替え、現在は正規職員2人、臨時職員(健診事業のみ)5人を配置しています。

## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

- ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。  
また年金支給開始年齢を68歳からに先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しあはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

### (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上